

身体障がい者等用駐車施設利用証交付対象者について

利用証交付対象者は、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受け、具体的には下記のいずれかに該当する方です。

身体障がいのある方

身体障がい区分		等級
視覚障がい		4級以上
聴覚	(聴覚障がい)	(該当なし)
	平衡機能障がい	5級以上
(音声言語機能障がい)		(該当なし)
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
脳原	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸機能の障がい	心臓機能障がい	4級以上
	腎臓機能障がい	4級以上
	呼吸器機能障がい	4級以上
	膀胱又は直腸機能障がい	4級以上
	小腸機能障がい	4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4級以上

高齢の方 介護保険の要介護状態区分「要介護度1」以上

知的障がいのある方 療育手帳の障害程度欄「A」

難病の方 特定疾患医療受給者(ただし、下記の病名の方を除く。)

再生不良性貧血、特発性血小板減少性紫斑病、潰瘍性大腸炎、天疱瘡、クローン病、難治性肝炎のうち劇症肝炎、モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症) 特発性拡張型(うっ血型)心筋症、表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)、膿疱性乾癬、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、原発性免疫不全症候群、網膜色素変性症、バット・キアリ症候群、特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)

妊産婦の方 妊娠7ヶ月から産後3ヶ月の方

けがをしている方 車いす、杖等の使用期間(医師の診断書が必要です)

18歳未満を含みます。